

千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金交付要綱

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 市長は、市内の民間保育園、民間認定こども園、小規模保育施設及び事業所内保育施設（以下「民間保育施設」という。）の保育の質の向上のため、公益社団法人千葉市民間保育園協議会（以下「協議会」という。）が行う研修事業及び、他団体が主催する研修に協議会が民間保育施設の職員を派遣する事業（以下「保育の質の向上のための研修事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該協議会に対し補助金を交付する。

(補助事業等)

第2条 補助事業の対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、各年度、市長が定める期日までに、千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 研修事業計画書
- (2) 研修事業収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を附することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、第5条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通

知するものとする。

(状況報告)

第7条 協議会は、市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、報告をしなければならない。

(実績報告)

第8条 協議会は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金実績報告書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知には、千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金額確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 協議会は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 協議会は、規則第16条第2項において、準用する同条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第11条 市長は、協議会が次に掲げる事由に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付をうけたとき
- (2) 補助金を事業目的外の用途へ使用したとき
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、千葉市民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金返還命令書（様式第8号）により、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（立入検査）

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、協議会に対し必要な報告をさせ、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	基準額	補助額
(1) 職員研修	1,700 円に研修事業対象者を乗じて得た額	当該事業に要した経費（旅費、諸謝金、使用料、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、外部研修への参加費、その他研修事業実施のために必要な経費）の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、基準額とを比較していずれか少ない方の額
(2) 派遣研修	14,000 円に研修に参加した民間保育施設数を乗じて得た額	
(3) エピソード研修等 全体研修（講演会） 園長研修	毎年度市長が別に定める額	